

# 四半期報告書

(第94期第2四半期)

長瀬産業株式会社



---

# 四半期報告書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	4
第3 【設備の状況】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	40

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第94期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 長瀬産業株式会社

【英訳名】 NAGASE & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 洋

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目1番17号

【電話番号】 (06) 6535-2081

【事務連絡者氏名】 経理部統括 古川方理

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小舟町5番1号

【電話番号】 (03) 3665-3103

【事務連絡者氏名】 経理部統括 古川方理

【縦覧に供する場所】 長瀬産業株式会社 東京本社  
(東京都中央区日本橋小舟町5番1号)  
長瀬産業株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区丸の内3丁目14番18号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第94期 当第2四半期 連結累計期間	第94期 当第2四半期 連結会計期間	第93期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	384,621	196,911	764,755
経常利益 (百万円)	9,849	4,453	24,823
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,706	2,585	10,005
純資産額 (百万円)	—	206,453	208,377
総資産額 (百万円)	—	412,554	419,869
1株当たり純資産額 (円)	—	1,544.33	1,559.97
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	44.38	20.11	77.86
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	44.38	20.11	77.79
自己資本比率 (%)	—	48.1	47.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,185	—	△2,586
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,204	—	△7,009
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,050	—	10,738
現金及び現金同等物の 四期末(期末)残高 (百万円)	—	23,592	23,486
従業員数 (人)	—	4,461	4,335

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	4,461
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。なお、取締役兼務を除く執行役員は、従業員数に含めて記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	944
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。なお、取締役兼務を除く執行役員は、従業員数に含めて記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

「3 財政状態及び経営成績の分析 (1)業績の状況」および「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項(セグメント情報)」を参照願います。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」において比較、分析に用いた前年同四半期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業の輸出や設備投資に減少の動きが見られ、弱まっております。またアメリカでは、金融危機の深刻化により景気がいっそう下ぶれする懸念があり、世界経済全体におきましても、減速の流れが拡がっております。

このような状況のもと、当第2四半期連結会計期間の業績は、国内販売は1,112億2千万円と前年同期に比べ41億8千万円(+3.9%)の増収、海外販売が856億8千万円と前年同期に比べ29億7千万円(+3.6%)の増収となり、売上高は1,969億1千万円と前年同期に比べ71億6千万円(+3.8%)の増収となりました。

利益面につきましては、製造子会社における原材料価格の上昇による製造原価の増加などがあり、売上総利益は195億2千万円と前年同期に比べ1億4千万円(△0.7%)の減益となりました。営業利益は退職給付会計における数理計算上の差異の償却などにより一般管理費が増加し、42億2千万円と前年同期に比べ12億9千万円(△23.5%)の減益、経常利益は44億5千万円と前年同期に比べ13億7千万円(△23.6%)の減益、四半期純利益は25億8千万円となり、前年同期に投資有価証券売却益を26億円計上したこと等から前年同期に比べ22億9千万円(△47.0%)の減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 化成品

化成品につきましては、引続き染料・顔料などをはじめとする「色」に関連した商品を取扱う色材事業の販売が拡大しました。一方、ウレタン原料、樹脂原料・添加剤、塗料原料などを扱う機能化学品事業の販売は前年同期並みに留まりましたが、有機合成原料を幅広く取り扱うスペシャリティケミカル事業の販売は増加し、全体としては堅調に推移しました。

この結果、売上高は708億6千万円と前年同期に比べ、33億4千万円(+5.0%)の増収となりました。営業利益は19億8千万円と前年同期に比べ1億4千万円(△6.7%)の減益となりました。

## ② 合成樹脂

合成樹脂につきましては、為替が円高で推移した影響もあり日本円換算でのアセアン地域での売上が減少しましたが、香港・台湾を含むいわゆるグレーター・チャイナ地域での売上は増加しました。一方、国内において精密機器・電子機器用途の売上が減少し、自社製品を含む建材および包装資材用途も減少しましたが、自動車関連用途の販売が好調に推移し、全体として売上は増加しました。

この結果、売上高は689億7千万円と前年同期に比べ、31億8千万円 (+4.8%) の増収となりました。営業利益は9億4千万円と前年同期に比べ5億2千万円 (△35.8%) の減益となりました。

## ③ 電子

電子につきましては、液晶用の部材や関連装置の売上が大きく伸長したほか、精密研磨剤や変性エポキシ樹脂関連などが順調に推移しました。一方、電子機器関連の部材加工ビジネスや液晶・半導体の前工程で使用される薬液供給・管理装置などが不調であったため、全体として売上は減少しました。

この結果、売上高は422億円と前年同期に比べ、10億円 (△2.3%) の減収となりました。営業利益は11億8千万円と前年同期に比べ6億3千万円 (△34.9%) の減益となりました。

## ④ ライフサイエンス

ライフサイエンスにつきましては、化粧品・健康食品の販売を行うビューティケア事業の売上は横ばいに留まりましたが、ファインケミカル事業における酵素関連、医薬品中間体などの売上が伸長したため、全体としては増加しました。

この結果、売上高は144億7千万円と前年同期に比べ、12億円 (+9.1%) の増収となりました。営業損失は3千万円と前年同期に比べ1億9千万円の減益となりました。

## ⑤ その他

その他につきましては、前期にポータブルDVDプレーヤー等の自主回収を開始し販売を停止しました。

この結果、売上高は3億9千万円となり、営業利益は5千万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

## ① 日本

化成品事業における顔料や自動車用ウレタン原料、合成樹脂事業における自動車関連用途の伸長などにより、売上高は1,289億4千万円と前年同期に比べ66億7千万円 (+5.5%) の増収となりました。営業利益は、退職給付会計における数理計算上の差異の償却などにより一般管理費が増加したため、22億7千万円と前年同期に比べ7億8千万円 (△25.8%) の減益となりました。

## ② 北東アジア

電子事業では電子機器関連の部材加工ビジネスが低調でしたが、華南地区での化成品事業、及び自動車関連を中心に合成樹脂事業の販売が好調であったため、売上高は379億8千万円と前年同期に比べ7千万円 (+0.2%) の増収となりました。営業利益は電子事業の販売低調による影響で、11億円と前年同期に比べ3億1千万円 (△22.1%) の減益となりました。

### ③ 東南アジア

合成樹脂事業では顧客の生産が減少した影響を受け販売が減少しましたが、タイ・シンガポールを中心に化成品事業が伸張したため、売上高は208億9千万円と前年同期に比べ3億5千万円(+1.7%)の増収となりました。営業利益は合成樹脂事業の利益が減少したことから6億2千万円と前年同期に比べ1億1千万円(△15.8%)の減益となりました。

### ④ 北米

化成品事業及び自動車関連中心の合成樹脂事業の販売がともに減少したため、売上高は53億2千万円と前年同期に比べ6億7千万円(△11.3%)の減収となりました。営業利益は合成樹脂事業の利益が減少したことから4千万円と前年同期に比べ7千万円(△62.5%)の減益となりました。

### ⑤ 欧州

ライフサイエンス事業が伸長したこと等により、売上高は37億6千万円と前年同期に比べ7億4千万円(+24.6%)の増収となりました。営業利益は1億7千万円と前年同期に比べ2千万円(+20.6%)の増益となりました。

## (2) 財政状態の分析

総資産は、有形固定資産の取得による増加等がありましたが、株価の下落による投資有価証券の減少や売上債権の減少等により、4,125億5千万円となり、前連結会計年度末に比べ73億1千万円減少しました。

負債は、長期借入金の増加がありましたが、短期借入金の減少や株価の下落に伴うその他有価証券の含み益が減少したことによる繰延税金負債の減少等により、2,061億円となり、前連結会計年度末に比べ53億9千万円減少しました。

純資産は、四半期純利益を計上したものの、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定が減少したこと等により、2,064億5千万円となり、前連結会計年度末に比べ19億2千万円減少しました。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の47.8%から0.3ポイント上昇し、48.1%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金の増加があったものの、税金等調整前四半期純利益が43億4千万円、減価償却費の計上が13億円あったことなどにより、28億1千万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に製造子会社における設備投資に伴う建物、機械装置等の有形固定資産の取得による支出が30億円あったことなどにより、35億4千万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加が28億1千万円あったことなどにより、27億6千万円の収入となりました。

これらに現金及び現金同等物に係る換算差額を調整した結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は235億9千万円となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

##### (財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、以下のように財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めています。

###### ① 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、株主は原則として株式の自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるか否かも最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。かかる観点から、当社としては、企業価値向上に邁進することこそが本分であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。

しかし、ときに市場においては、企業価値向上のために誠実な取組みをしている当社の価値が正に評価されない状況が生じることも考えられます。株式の大規模買付行為の中には、かかる状況に乘じ、その目的等から見て短期的利益だけを求め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもあり得るところであります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

###### ② 基本方針実現のための取組み

###### a. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、平成18年4月より、3カ年の中期経営計画「WIT2008」を実施しております。この「WIT2008」の策定に際しては、当社グループが将来目指す姿として、1)持続的な成長を可能にする強固な事業基盤を維持、拡大し続けている、2)戦略的に集積した技術を生かした独自の事業形態を持っていると市場から認識されている、3)ナガセの機能が付加価値を生んでいる「ナガセ主導型事業」の占める割合が高まっている、4)CSR（企業の社会的責任）を重視した経営を行っている、等のあるべき姿を想定いたしました。

そして、この「WIT2008」の3カ年を「持続的成長への体質強化」を行う期間として明確に位置付け「攻め」と「守り」の双方のバランスをとりながら、ともに強化していくことを定めました。

「攻め」の戦略といたしましては、「事業ポートフォリオ戦略の深化」を掲げております。具体的には、今日までに築いてきた国内外における事業基盤の拡大、新たな機能と事業基盤の構築につなげるための重点分野への積極投資、グループ製造会社製品や高付加価値ビジネスの比率を上げると同時に効率性の追求、不採算事業の見直しを継続的に行うことによる高収益への体質改善を行ってまいります。

「守り」の戦略といたしましては、内部管理体制の強化に注力し、連結経営体制を含むコーポレート・ガバナンス体制の整備、健全な財務体質の維持及びリスク・マネジメントの徹底を掲げております。当社のコーポレート・ガバナンス体制においては、以前より経営理念として「誠実に正道を歩む」を掲げており、経営における「迅速な意思決定と実行」及び「透明性の確保」を重要視しております。こうした観点から、平成13年に執行役員制度を導入し、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置づけるとともに、平成16年より社外取締役を招聘しております。

利益配分に関する方針といたしましては、企業体質の一層の充実強化と収益力の向上を図り、株主の皆様へ安定的な配当を継続して行うことを基本とした上で、将来の成長に向けた中長期的な資金需要見通しや連結業績動向を総合的に勘案し、配当を行っていく方針です。また、内部留保した資金の使途につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効活用していく考えであります。

以上のとおり、経営の効率性とともにその透明性をも高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築し、企業価値の向上を更に図ってまいります。

b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は上場会社として当社株式の自由な売買を原則として認めるべきであると考えており、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付行為（いわゆる「敵対的買収」）であっても、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う当社株式の買付行為に応じるか否かも、個々の株主によって判断されるべき事項であると認識しておりますし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身が定めるべきであるとは考えておりません。

もっとも、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付者の示した条件が当社の本源的価値を適正に反映しないもの、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係の中長期的な確保が失われる可能性のあるもののほか、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そのような中で、外部者である買収者から、大規模買付けの提案を受けた際には、上記の諸点のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社グループの企業価値を構成する要素等、様々な要素を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

かかる事情を背景に、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が現れた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを個々の株主が判断するための情報と時間及び当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示等するための情報と時間を確保し、また、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能として、大規模買付行為のうち当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものを可及的に排除するため、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。従って、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を平成19年5月28日開催の取締役会及び平成19年6月27日開催の第92回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。

かかる手続が遵守されなかった場合には、取締役会の判断で新株予約権無償割当等の対抗措置を講じことがあります。当該対抗措置の発動により、結果的に手続を遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。他方、手続が遵守されている場合は、原則として対抗措置は講じませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、新株予約権無償割当等の対抗措置を講じことがあります。

③ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の中期経営計画「WIT2008」は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであります。また、本プランは、取締役会によって恣意的に判断されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重することを定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも当社の基本方針に沿うものであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は7億3千万円であります。研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下の通りです。

会社名	事業所 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
セツナン 化成(株)	本社・ 関西工場 (大阪府和泉 市)	合成樹脂	工場移転に伴 う、土地・建 物・設備の購 入	2,200	—	自己資金 及び借入金	平成21年2月	平成22年1月	生産能力 15%増

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	346,980,000
計	346,980,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	138,408,285	138,408,285	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	138,408,285	138,408,285	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	238（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	238,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,023（注）2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,023 1株当たり資本組入額 512
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	713（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	713,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,169（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,169 1株当たり資本組入額 585
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	781（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	781,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,510円（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,510 1株当たり資本組入額 755
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</li> <li>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</li> <li>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</li> <li>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</li> <li>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</li> </ul>

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	419（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	419,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,647（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,647 1株当たり資本組入額 824
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.15を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	421（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	421,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,114円（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日～平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,114 1株当たり資本組入額 557
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日 ～ 平成20年9月30日	—	138,408,285	—	9,699	—	9,634

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,606	5.50
住友信託銀行株	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	5,776	4.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,760	4.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,060	3.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	4,984	3.60
株三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	4,377	3.16
長瀬 洋	東京都世田谷区	4,201	3.04
ノーザン トラスト カンパニー (エイブレイフシー) サブ アカウント アメリカン クラ イアント(常任代理人 香港上 海銀行東京支店 カストディ業 務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT UK	4,003	2.89
長瀬 令子	東京都大田区	3,522	2.54
三井住友海上火災保険株	東京都中央区新川2丁目27番2号	2,951	2.13
計	—	48,240	34.85

(注) 1 当社の自己株式9,803千株(7.08%)は上記表には含めておりません。

2 バークレイズ・グローバル・インベスターズ株から、平成20年7月7日付で関東財務局長宛に提出したバー  
クレイズ・グローバル・インベスターズ株他2名を共同保有者とする変更報告書の写しの送付があり、下記  
のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在におけ  
る実質所有状況の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベスターーズ㈱	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	3,629	2.62
パークレイズ・グローバル・インベスターーズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400	1,692	1.22
パークレイズ・グローバル・インベスターーズ・リミテッド (Barclays Global Investors Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1	483	0.35

3 また、シルチェスター・インターナショナル・インベスターーズ・リミテッドから、平成20年10月28日付で関東財務局長宛に提出した大量保有報告書の写しの送付があり、下記のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイムアンドライフビル5階	6,926	5.00

#### (6) 【議決権の状況】

##### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 9,803,000 (相互保有株式) 普通株式 129,000	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 127,889,000	127,889	同上
単元未満株式	普通株式 587,285	—	同上
発行済株式総数	138,408,285	—	—
総株主の議決権	—	127,889	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式に含まれている自己保有株式及び相互保有株式は次のとおりであります。

自己保有株式	514 株
相互保有株式	
キヨーラク㈱	591 株

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 長瀬産業(株)	大阪市西区新町 1丁目1番17号	9,803,000	—	9,803,000	7.08
(相互保有株式) キヨーラク(株)	大阪市中央区瓦町 2丁目3番10号	129,000	—	129,000	0.09
計	—	9,932,000	—	9,932,000	7.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,158	1,269	1,251	1,144	1,132	1,031
最低(円)	1,005	1,047	1,065	1,015	981	931

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	23,592	23,490
受取手形及び売掛金	230,377	231,823
商品及び製品	39,591	38,705
仕掛品	1,089	1,103
原材料及び貯蔵品	2,749	3,138
その他	11,948	13,319
貸倒引当金	△2,344	△1,964
流動資産合計	307,005	309,615
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	※1 37,251	※1 35,837
無形固定資産	※4 3,170	※4 3,375
投資その他の資産		
投資有価証券	57,290	62,546
その他	8,200	8,824
貸倒引当金	△364	△329
投資その他の資産合計	65,127	71,041
固定資産合計	105,548	110,254
<b>資産合計</b>	412,554	419,869
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	135,168	134,864
短期借入金	18,238	24,348
未払法人税等	5,337	4,342
引当金	3,250	3,728
その他	14,541	16,653
流動負債合計	176,536	183,937
<b>固定負債</b>		
長期借入金	13,512	8,993
繰延税金負債	8,002	10,759
退職給付引当金	6,944	6,691
その他	1,104	1,110
固定負債合計	29,563	27,554
<b>負債合計</b>	206,100	211,492

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末  
(平成20年9月30日)

前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	9,699	9,699
資本剰余金	10,029	10,017
利益剰余金	169,184	165,664
自己株式	△5,367	△5,342
株主資本合計	183,546	180,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,345	18,613
繰延ヘッジ損益	3	△20
為替換算調整勘定	△344	1,922
評価・換算差額等合計	15,003	20,515
新株予約権	235	183
少数株主持分	7,668	7,639
純資産合計	206,453	208,377
負債純資産合計	412,554	419,869

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	384,621
売上原価	345,568
売上総利益	39,052
販売費及び一般管理費	※ 30,151
営業利益	8,901
営業外収益	
受取利息	145
受取配当金	632
持分法による投資利益	341
その他	513
営業外収益合計	1,632
営業外費用	
支払利息	488
その他	196
営業外費用合計	684
経常利益	9,849
特別利益	
固定資産売却益	6
投資有価証券売却益	19
特別利益合計	25
特別損失	
固定資産売却損	37
固定資産廃棄損	43
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	73
特別損失合計	154
税金等調整前四半期純利益	9,721
法人税、住民税及び事業税	5,402
法人税等調整額	△1,618
法人税等合計	3,784
少数株主利益	229
四半期純利益	5,706

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	196,911
売上原価	177,384
売上総利益	19,527
販売費及び一般管理費	※ 15,299
営業利益	4,228
営業外収益	
受取利息	67
受取配当金	55
持分法による投資利益	197
その他	275
営業外収益合計	595
営業外費用	
支払利息	262
その他	107
営業外費用合計	370
経常利益	4,453
特別利益	
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	18
特別利益合計	24
特別損失	
固定資産売却損	37
固定資産廃棄損	21
投資有価証券評価損	73
特別損失合計	131
税金等調整前四半期純利益	4,346
法人税、住民税及び事業税	2,639
法人税等調整額	△933
法人税等合計	1,706
少数株主利益	54
四半期純利益	2,585

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	9,721
減価償却費	2,537
退職給付引当金の増減額（△は減少）	252
前払年金費用の増減額（△は増加）	951
受取利息及び受取配当金	△778
支払利息	488
為替差損益（△は益）	51
売上債権の増減額（△は増加）	1,523
たな卸資産の増減額（△は増加）	△483
仕入債務の増減額（△は減少）	304
その他	1,506
<b>小計</b>	<b>16,075</b>
利息及び配当金の受取額	904
利息の支払額	△455
法人税等の支払額	△4,338
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,185</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△5,311
有形固定資産の売却による収入	43
投資有価証券の取得による支出	△354
投資有価証券の売却による収入	550
短期貸付金の増減額（△は増加）	△82
無形固定資産の取得による支出	△678
その他	△371
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△6,204</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△6,663
長期借入れによる収入	5,020
配当金の支払額	△2,186
少数株主への配当金の支払額	△207
その他	△13
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△4,050</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,823
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	106
現金及び現金同等物の期首残高	23,486
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 23,592

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1)重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、当第2四半期連結累計期間における、売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ547百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 なお、当第2四半期連結累計期間において、この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(3)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前のリース取引で、これらの会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 当第2四半期連結累計期間において、この変更による損益への影響はありません。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
税金費用の計算 一部の連結子会社におきましては、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に機械装置を中心に経済的耐用年数等を勘案の上、実態に則した耐用年数への見直しを図り、第1四半期連結会計期間より、機械装置について改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。 なお、当第2四半期連結累計期間において、この変更による損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 50,996百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,602百万円
2 保証債務 取引先等の銀行借入等に対する債務保証額は262 百万円です。 また、従業員の住宅資金の借入保証に対する債務 保証額は97百万円です。	2 保証債務 取引先等の銀行借入等に対する債務保証額は130 百万円です。 また、従業員の住宅資金の借入保証に対する債務 保証額は126百万円です。
3 手形割引高及び裏書譲渡高 輸出手形割引高 254百万円 裏書譲渡高 269	3 手形割引高及び裏書譲渡高 輸出手形割引高 266百万円 裏書譲渡高 207
※4 無形固定資産には「のれん」(当第2四半期連結 会計期間224百万円)が含まれて表示されておりま す。 のれん及び負ののれんは、相殺表示しており、 相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 259百万円 負ののれん 35 差引 224	※4 無形固定資産には「のれん」(当連結会計年度 251百万円)が含まれて表示されています。 のれん及び負ののれんは、相殺表示しており、 相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 310百万円 負ののれん 59 差引 251

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
発送及び配達費	4,806百万円
従業員給料	8,005百万円
従業員賞与引当金繰入額	2,040百万円
退職給付費用	1,651百万円
貸倒引当金繰入額	433百万円
役員賞与引当金繰入額	94百万円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
発送及び配達費	2,517百万円
従業員給料	3,916百万円
従業員賞与引当金繰入額	1,064百万円
退職給付費用	831百万円
貸倒引当金繰入額	305百万円
役員賞与引当金繰入額	49百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金及び預金	23,592百万円
預入期間が3か月超の定期預金	—
現金及び現金同等物	23,592百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	138,408,285

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,841,419

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年新株予約権	123
提出会社	平成19年新株予約権	59
提出会社	平成20年新株予約権	52
合計		235

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,186	17	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,028	8	平成20年9月30日	平成20年12月8日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

1. 当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 52百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 14名 当社テクノロジー オフィサー 2名 当社幹部従業員 205名 当社子会社取締役及びこれに準ずる者 69名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 421,000
付与日	平成20年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年8月1日から 平成25年7月31日まで
権利行使価格（円）	1,114
付与日における公正な評価単価（円）	124

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	化成品 (百万円)	合成樹脂 (百万円)	電子 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	70,861	68,977	42,200	14,473	398	196,911	—	196,911
(2) セグメント間の内部 売上高	31	39	44	10	1,310	1,436	(1,436)	—
計	70,893	69,017	42,245	14,484	1,708	198,348	(1,436)	196,911
営業利益又は営業損失 (△)	1,984	945	1,188	△ 36	53	4,135	92	4,228

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	化成品 (百万円)	合成樹脂 (百万円)	電子 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	140,828	134,538	80,199	28,218	836	384,621	—	384,621
(2) セグメント間の内部 売上高	39	96	88	16	2,523	2,765	(2,765)	—
計	140,868	134,635	80,288	28,235	3,360	387,386	(2,765)	384,621
営業利益	3,961	1,994	2,585	90	96	8,728	172	8,901

(注) 1. 事業の区分は社内管理上使用している区分によっております。

2. 各区分の主な商品

(1) 化成品

染料、染料用助剤、情報記録紙関連商品、製紙用化学品、石油化学製品、合成化学原料、顔料、塗料、インキ用原料、化粧品・トイレタリー用原料

(2) 合成樹脂

熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、合成ゴム、無機材料、副資材、合成樹脂製品、合成樹脂関連機器・装置・金型

(3) 電子

LCD・半導体前工程用材料及び装置、LSIアセンブリ材料及び装置、電子精密研磨剤、通信デバイス、低温・真空機器、外観検査機、高機能エポキシ樹脂

(4) ライフサイエンス

医薬・農薬原料、研究用試薬、検査薬、酵素剤、バイオ関連商品、放射線測定サービス、化粧品、健康食品、美容食品

(5) その他

物流サービス、情報処理サービス、職能サービス

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理の原則及び手続の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は「化成品」が102百万円、「合成樹脂」が39百万円、「電子」が188百万円、「ライフサイエンス」が217百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北東 アジア (百万円)	東南 アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	128,945	37,983	20,892	5,326	3,764	196,911	—	196,911
(2) セグメント間の内部 売上高	18,871	3,615	664	409	1,217	24,779	(24,779)	—
計	147,816	41,599	21,556	5,735	4,982	221,690	(24,779)	196,911
営業利益	2,272	1,102	628	44	172	4,220	7	4,228

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北東 アジア (百万円)	東南 アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	253,254	73,382	40,905	9,991	7,088	384,621	—	384,621
(2) セグメント間の内部 売上高	37,338	6,737	1,207	947	2,068	48,300	(48,300)	—
計	290,592	80,119	42,113	10,939	9,157	432,921	(48,300)	384,621
営業利益	4,638	2,465	1,305	114	314	8,837	64	8,901

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北東アジア ..... 台湾、中国
- (2) 東南アジア ..... シンガポール、タイ
- (3) 北米 ..... 米国、カナダ
- (4) 欧州 ..... ドイツ

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理の原則及び手続の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 「たな卸資産」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間における営業利益は「日本」が547百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北東アジア	東南アジア	北米	欧州・他	計
I 海外売上高(百万円)	50,088	23,836	5,966	5,792	85,684
II 連結売上高(百万円)					196,911
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.4	12.1	3.0	3.0	43.5

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北東アジア	東南アジア	北米	欧州・他	計
I 海外売上高(百万円)	95,235	47,867	11,563	10,292	164,959
II 連結売上高(百万円)					384,621
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.8	12.4	3.0	2.7	42.9

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北東アジア ..... 台湾、中国
- (2) 東南アジア ..... シンガポール、タイ
- (3) 北米 ..... 米国、カナダ
- (4) 欧州・他 ..... ドイツ

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,544.33円	1,559.97円

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
1 株当たり四半期純利益 44.38円	1 株当たり四半期純利益 20.11円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 44.38円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 20.11円

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	5,706	2,585
普通株式に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株主に係る四半期純利益(百万円)	5,706	2,585
期中平均株式数(株)	128,579,544	128,590,728
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	12,081	4,214
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第94期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年10月30日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	1,028百万円
② 1株当たりの配当額	8円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月8日

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

長瀬産業株式会社

取締役会 御中

### **新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員 公認会計士 荒井憲一郎 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林由佳 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている長瀬産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、長瀬産業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【会社名】 長瀬産業株式会社

【英訳名】 NAGASE & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 洋

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役 鶴岡 誠

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目1番17号

【縦覧に供する場所】 長瀬産業株式会社 東京本社  
(東京都中央区日本橋小舟町5番1号)

長瀬産業株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区丸の内3丁目14番18号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## **1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長 長瀬 洋及び当社最高財務責任者である代表取締役 鶴岡 誠は、当社の第94期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## **2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。